

千葉市開発審査会 付議基準 第6（屋外施設の付帯施設）チェックリスト

※事前相談必要書類

1. 予定建築物の用途及び規模は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(1) 第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設、及び墓園の付帯施設

本体施設が第二種特定工作物に該当しない、1ha未満の運動・レジャー施設及び

1ha未満の墓園等（(2)に該当するものを除く）であること。

野球場、 テニスコート、 陸上競技場、 遊園地、 動物園、 乗馬クラブ、 つり池、

観光植物園、 サーキット場、 ゴルフ練習場（打席が建築物でないもの）、ドッグラン、

墓園、 ペット霊園、 その他（ ）

付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。

ア 付帯施設の用途

本体施設の管理上必要最小限の施設（ 管理事務所、 従業員詰所等）、

利用の便宜上必要最小限な施設（ 休憩所、 更衣室、 洗面所等）

本体施設の一部を構成する要素となる必要最小限な施設（ 動物園の動物舎、 遊園地の遊具等）

付帯施設に該当しない施設

宿泊施設、体育館、多数の観覧席のあるスポーツ施設、トリミング施設、ペットホテル、レストラン

イ 付帯施設の規模

延べ面積は、本体施設の区域面積の4%以下とすること。

（延べ面積_____m² ≤ 区域面積_____m² × 4%）

物置の面積は、全体延べ面積の1/2未満とすること。

（物置延べ面積（_____m² < 全体延べ面積_____m² × 50%）

本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

(2) キャンプ場、ピクニック広場等の自然の地形を生かしたレクリエーション施設の付帯施設

本体施設がキャンプ場、スキー場等自然の地形を生かしたレクリエーション施設であること。

※ 自然の地形を生かしたレクリエーション施設とは、原則造成工事、伐採等を行わない施設をいう。

キャンプ場（コテージ併設1/2未満、炊事場含む）、 広場、 フィールドアスレチック、

野外ステージ、 スキー場、 サバイバルゲーム場、 その他（ ）

付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。

ア 付帯施設の用途

レクリエーション施設の管理上必要最小限の施設（ 管理事務所、 従業員詰所等）、

利用の便宜上必要最小限な施設（ 休憩所、 更衣室、 洗面所等）であって、

周辺の自然環境に調和したものであること。（景観：_____、高さ：_____、騒音振動臭気：_____）

付帯施設に該当しない施設 … 宿泊施設、グランピング施設、レストラン

イ 付帯施設の規模

延べ面積は、本体施設の区域面積の4%以下とすること。

（延べ面積_____m² ≤ 全体区域_____m² × 4%）

物置の面積は、全体延べ面積の1/2未満とすること。

（物置延べ面積_____m² < 全体延べ面積_____m² × 50%）

本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

□ (3) 駐車場又は資材置場の付帯施設

□ 本体施設が駐車場又は資材置場であること。

- 駐車場（内訳： ）
□ 資材置場（内訳： ）

□ 付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。

ア 付帯施設の用途

□ 駐車場又は資材置場の防犯管理上必要最小限の施設（□管理棟）であること。

□ 営業活動又は事業活動の用に供さないものであること。

イ 付帯施設の規模

□ 延べ面積は、駐車場又は資材置場の区域面積の2%以下、かつ100m²以下とすること。

$$(\text{延べ面積 } \text{ m}^2 \leq \text{ 全体区域 } \text{ m}^2 \times 2\% \text{ かつ } 100\text{m}^2 \text{ 以下})$$

□ 物置あるいは全体延べ面積の1/2未満であること。

$$(\text{物置部分延べ面積 } \text{ m}^2 < \text{ 全体延べ面積 } \text{ m}^2 \times 50\%)$$

□ 本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

□ (4) 中間処理施設、産業廃棄物の再生利用施設又は産業廃棄物の積替・保管施設の付帯施設

□ 本体施設が中間処理施設、産業廃棄物の再生利用施設又は産業廃棄物の積替・保管施設であること。

□ 中間処理施設（内訳： ）

□ 産業廃棄物の再生利用施設（内訳： ）

□ 産業廃棄物の積替・保管施設（内訳： ）

□ 付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。

ア 付帯施設の用途

□ 中間処理施設等の管理上必要最小限の施設（□管理事務所）であること。

○ 管理事務室、事務員休憩室、洗面所等、物置。 × 役員室、会議室、研修室、作業員寮・宿舎、浴室等

イ 付帯施設の規模

□ 延べ面積は、中間処理施設の区域面積の2%以下、かつ100m²以下とすること。

$$(\text{延べ面積 } \text{ m}^2 \leq \text{ 全体区域 } \text{ m}^2 \times 2\% \text{ かつ } 100\text{m}^2 \text{ 以下})$$

□ 物置がある場合は全体延べ面積の1/2未満であること。

$$(\text{物置部分延べ面積 } \text{ m}^2 < \text{ 全体延べ面積 } \text{ m}^2 \times 50\%)$$

□ 本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

□ (5) 「千葉市再生資源物条例」に規定する再生資源物 屋外保管事業場の付帯施設

□ 本体施設が次に掲げる全ての事項に該当すること。

ア 本体施設の用途

□ 「千葉市再生資源物条例」第2条第4号に規定する屋外保管事業場であること。

○ 保管物内訳（ ）

イ 本体施設の許可

□ 再生資源物条例第5条第1項の許可

□ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の解体業の許可

□ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定による破碎業の許可

- 付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。

ア 付帯施設の用途

- 再生資源物屋外保管事業場の管理上必要最小限の施設（□管理事務所）であること。

- 管理事務室、事務員休憩室、洗面所等、物置。 × 役員室、会議室、研修室、作業員寮・宿舎、浴室等

イ 付帯施設の規模

- 延べ面積は、再生資源物屋外保管事業場の区域面積の2%以下、かつ100m²以下とすること。

$$(\text{延べ面積 } m^2 \leq \text{ 全体区域 } m^2 \times 2\%, \text{ かつ } 100m^2 \text{ 以下})$$

- 物置がある場合は全体延べ面積の1/2未満であること。

$$(\text{物置部分延べ面積 } m^2 < \text{ 全体延べ面積 } m^2 \times 50\%)$$

- 本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

2. 「予定建築物の敷地は、主たる土地利用の用に供される土地のうち、必要最小限の部分であること。」

- 建築面積、 給排水施設、 駐車場、 接道通路、 その他（ ）

$$\text{□建築敷地 (} m^2 \text{) } / \text{ 全体敷地 (} m^2 \text{) } = (\quad) \%$$

※ 基準に適合することを示す書類として、市関係部署との協議記録を提出すること。

- 保健所 環境衛生課、 産業廃棄物指導課、 下水道営業課、 その他（ ）

◎ 屋外施設の付帯施設は、事業計画や利用形態、規模等が許可要件となっており、各種書類を確認する必要がありますので、必ず事前に宅地課窓口でご相談ください。